

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成29年8月1日現在における兵庫県たつの市、上郡町及び佐用町の1市2町の行政区域とする。概ねの面積は、6万7千ヘクタール程度である。なお、本促進区域には、以下の地域を除くものとする。

- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園地域
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区
- ・ 兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系
- ・ 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）に規定する自然公園の区域
- ・ 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に規定する指定地（自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び郷土記念物）
- ・ 環境省「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された湿地
- ・ 環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落

兵庫県における港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

当地域は、兵庫県の南西部に位置しており、西は岡山県、東は姫路市及び太子町、北は宍粟市、南は相生市、赤穂市及び瀬戸内海に接している。地形は、北部には日名倉山など600m以上の山地が連なり、これらを源として南北に貫く形で、東に揖保川、西に千種川が流れている。河川の流域に沿って市街地や集落などが分布しており、瀬戸内海沿岸は、瀬戸内海国立公園に属する関西随一の遠浅海岸・新舞子浜、梅林などの自然資源が豊富である。

これらの豊かな自然環境の中、当地域にまたがって播磨科学公園都市があり、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 やX線自由電子レーザー施設 SACLA をはじめ、兵庫県立大学など学校や学術機関が集積しており、保健・福祉・医療・教育の分野では、県立粒子線医療センター、県立西はりま特別支援学校、県立西播磨総合リハビリテーションセンターが整備されている。21世紀の科学技術の発展を支える学術研究機能と優れた先端技術産業を中心に、快適な居住空間を備えた国際的な科学公園都市を目指している。

また、たつの市を中心に、これらの自然環境を活かした地場産業である醤油や素麺、

皮革などの製造が盛んであり、地域経済を支えている。

インフラ面では、当地域内及びその周辺に、中国自動車道の佐用インターチェンジ及び山崎インターチェンジ、山陽自動車道の龍野インターチェンジ、龍野西インターチェンジ、山陽姫路西インターチェンジ、赤穂インターチェンジ及び備前インターチェンジがあり、播磨科学公園都市と山陽自動車道を直結する播磨自動車道が平成15年3月に開通、播磨新宮インターチェンジが供用した。さらに、山陰・鳥取方面へ伸びる播磨自動車道（播磨新宮インターチェンジ～（仮称）山崎ジャンクション）が平成32年度（予定）の供用開始を目指して建設が進んでおり、山陰・中国地方と関西圏を結ぶ高速道路ネットワークの新たな地域連携軸が整備されつつある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の4割以上、売上高の約5割、付加価値額の約4割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。播磨科学公園都市を中心に先端技術産業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を支援する。また、これらの事業と醤油・素麺・皮革などの地場産業との連携を進めるとともに、サテライト工業団地の整備、先端科学技術産業や関連産業等の企業誘致を進め、地域雇用の拡大、新たな産業の創出・育成を目指す。

（２）経済的効果の目標

1件あたりの平均1.3億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で5.9億円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域の平均所得額を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	590百万円	

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	130百万円	
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3	
促進区域の平均所得額	2,763千円	2,846千円	3%

3 地域経済牽引事業として認められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4,837万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域内に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%増加すること
- ②促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%増加すること
- ③促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること
- ④促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 工場立地特例対象区域の設定

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① たつの市を中心とした醤油や素麺などの食品産業、皮革産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 促進区域におけるはん用機械器具産業、電気機械器具産業、金属及びプラスチック製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 播磨科学公園都市等の先端技術を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ① たつの市を中心とした醤油や素麺などの食品産業、皮革産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

たつの市では、一級河川揖保川の良い水質や近隣の農村での良質な小麦の生産、赤穂の塩など恵まれた地域資源を背景に、古くから「揖保乃糸」で知られる素麺づくりや醤油醸造業が営まれており、素麺の生産数量は4,817トンで全国生産量の8.2%、醤油の出荷数量は34,295キロリットルで全国出荷量の4.4%を占めており、ほかにも江戸時代中期に揖保川流域で発達した牛革なめし業は、生産量における国内No.1の全国シェア40%余りを占めている。これらの地場産業はたつの市の付加価値の19%、雇用者数の6%を占めており、事業所が260社以上存在し、多品種少量生産にも対応できる基盤が存在している。

また、淡口醤油生産量で全国第1位のヒガシマル醤油(株)では、近年の消費者の嗜好変化等に合わせるため、「つゆ・だし」等の醤油関係製品の開発や健康志向に応じて醤油に含まれる機能成分を生かした製品開発が行なわれており、兵庫県手延素麺協同組合では、素麺のさらなる販路拡大と情報発信を図るため、平成9年、たつの市内に揖保乃糸のテーマ館「そうめんの里」を開館、平成16年にリニューアルしている。

たつの市では、地場産業を営む事業者に、事業用の運転資金又は設備資金を融資する「地場産業振興融資」制度を創設しており、また、兵庫県では、地場産業の振興を図るため、地場産業振興団体が取り組む新製品・新技術の開発、需要開拓・販路拡大等の事業への支援、ひょうご皮革総合フェア等への参加出展、展示会の開催の支援等を実施している。

これら食品産業、皮革産業等の産業集積の活用により、関連産業、企業同士が連携を進め、製品・技術・研究内容などを企業相互で活用することで、より大規模に販路拡大を進めることができ、成長ものづくり分野における高付加価値な地域経済牽引事業を創出する。

②促進区域におけるはん用機械器具産業、電気機械器具産業、金属及びプラスチック製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

促進区域には、先端ものづくり産業を中心とした企業の集積があり、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業が製造業の付加価値の11.8%を占めている。

特にプラスチック製品製造業が集積する上郡町では、シーダム㈱、林一二㈱など3社が立地し、出荷額は8,242百万円で、町の製造業出荷額の25.7%を占めており、次いで金属製品製造業では㈱タナック、佐鴻興業㈱など3社で、出荷額は2,650百万円となり、町の製造業出荷額の8.3%を占めている。

さらに、たつの市においては、年に1回、市内企業及び上郡町、佐用町の企業相互の交流を促す企業展示会(西播磨ビジネスマッチング事業)を開催しているほか、市内企業の販路拡大を支援するため、国内で開催される展示会や見本市出展経費を補助するなど(販路拡大支援事業)、ビジネスチャンスの創造や成長ものづくりを推進する環境が整っている。

これらの産業集積を活用して既存集積の更なる高度化及び集積の厚みを目指した企業誘致の双方を視野に入れ、成長ものづくり分野での稼ぐ力を向上させていく。

③播磨科学公園都市等の先端技術を活用した成長ものづくり分野

播磨科学公園都市は、世界最高性能を誇る大型放射光施設「SPring-8」や国家基幹技術であるX線自由電子レーザー施設「SACLA」、中型放射光施設「ニュースバル」など世界的な科学技術基盤の集積地である。

特に、世界一の高エネルギーX線を生成し、物質の性質をナノレベルで観察することができるSPring-8は、1997年の供用開始から19年が経過し、各種機器・装置の整備と高度化により、平成28年度の年間利用者数は約1万6千人、発表論文数は939論文、研究機関や産業界による実施研究課題数は2,056件に上るなど、世界最高レベルの科学技術基盤として成熟し、様々な分野の学術研究ともに産業分野の発展に貢献しているところである。

特に、産業分野においては、リチウム電池や燃料電池などの環境・エネルギー分野をはじめ、タイヤなどの素材分野、半導体などのエレクトロニクス分野、医薬品などの製薬分野、スキンケア用品などのヘルスケア分野など幅広く、製薬中心の海外の放射光施設とは違い、世界で最も産業利用が進んだ放射光施設である。

さらに、スーパーコンピュータ「京」との連携や関西イノベーション国際戦略総合特区の指定を受けるなど、その高い技術は、関西エリアへの波及はもちろんのこと、言わずもがな促進区域内の事業者に対してのプラスの影響力は大きい。

例えば、佐用町では製造業を中心に高い技術をもつ企業が立地し、さらに、たつ

の市の(株)帝国電機製作所では、ポンプや電子部品事業のほか、SPring-8の加速器施設に使用されている電磁石などの特殊機器の事業等を展開するなど、1市2町にまたがる播磨科学公園都市は、県内でも随一の研究開発型の産業都市として様々な製品や技術を生み出している。

なお、(株)JSPは研究開発型企业として、世界市場をリードする様々な製品を生み出しており、直近では、たつの市で36,000㎡の工場拡張を行い2020年省エネルギー基準への適合義務化に向けた高断熱材製品の生産を予定している。

兵庫県としてもSPring-8の産業利用を促進するため整備した2本の専用ビームラインの利用提供や、立地企業に対しSPring-8等の先端科学技術施設を活用する際の経費(機器使用料等)を一部負担する制度を設けるなど、企業の研究開発に対する積極的な支援を行っているところであり、これらに関連するものづくり産業(金属製品製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等)のさらなる集積及び産業界・学术界の連携・融合を一層深めながら、産業の育成と新たな企業誘致を図ることとしている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例による優遇制度の充実を図る。

②地方創生関係施策

平成30年度～令和5年度の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野の地場産業、はん用機械器具産業等及び先端技術産業、また、これら関連産業及びその周辺産業において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータの推進

進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取組を進めていく。

②非識別加工情報の提供

民間事業者に非識別加工情報を提供する仕組みの導入について検討する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口での対応

たつの市産業部商工振興課内、上郡町産業振興課内及び佐用町商工観光課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、各課内で協議の上、対応を検討する。

また、兵庫県庁産業労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進（兵庫県、ひょうご・神戸投資サポートセンター、たつの市、上郡町、佐用町）

・地元市町、県企業庁、ひょうご・神戸投資サポートセンターの連携

地元市町は、県企業庁、企業立地を支援する総合窓口として設置された「ひょうご・神戸投資サポートセンター」と連携し、立地情報の収集とこの地域のPRに努める。

・県内企業の投資情報の収集強化

各県民局等が管内企業の個別訪問等により、今後の設備投資の動向などの情報収集や県の支援策のPRを行い、県内企業の県内再投資の促進を図る。

②兵庫県、兵庫県企業庁の立地インセンティブ活用による企業立地の促進（兵庫県、兵庫県企業庁）

兵庫県の産業立地条例の支援措置のほか、県企業庁が独自で実施している企業誘致インセンティブや、地元市町における課税免除等の優遇措置を様々な機会を捉えてPRし、最大限に活用した誘致活動を展開する。

③西播磨ふるさと人材確保応援事業の実施（兵庫県）

中長期的に著しい人口減少が見込まれる西播磨地域において、地域定着やUターン促進等により人材を確保し、地域の活性化を図るため、経済団体・市町・ハロー

ワーク等で構成する協議会の活動を通じて、地域の実情に応じた就職の促進を支援する。

- ・西播磨地域人材確保協議会による事業

管内ハローワーク、商工会議所・商工会、市町、雇用開発協会、県民局等が連携し、就職面接会、企業説明会の開催（広域開催の相談会含む）や地域企業の求人情報の収集、発信、自治会等を通じた情報提供を行う。

- ・情報発信

兵庫県西播磨県民局ホームページ等による人材確保協議会実施事業や面接会開催等の情報提供を行う。

④交通アクセスの整備（国、兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町）

山陰と京阪神・山陽地域間の所要時間を大幅に改善し、当地域の産業の活性化を図るため、播磨自動車道の整備を進めている。

また、当地域内の利便性向上を目的として、今後、県道網干たつの線松原跨線橋、県道上三河平福線の拡幅等を行い、当地域内外の交流を促進する。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成２９年度 （初年度）	平成３０年度から 令和４年度	令和５年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置の創設	１２月議会に条例案提出・審議	運用	運用
②地方創生交付金の活用	—	検討	検討
【情報処理促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータの推進	二次利用可能なデータの抽出	データ提供の整備 データ提供（運用）	データ提供（運用）
②非識別加工情報の提供	導入時期の検討	データ提供の検討・整備	データ提供の検討・整備・運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口での対応	随時対応	随時対応	随時対応
【その他の事業環境整備に関する事項】			
①企業誘致活動の推進	事業実施	事業実施	事業実施

②県、県企業庁の立地インセンティブ活用による企業立地の促進	事業実施	事業実施	事業実施
③西播磨ふるさと人材確保応援事業の実施	事業実施	事業実施	事業実施
④交通アクセスの整備	整備	平成３０年度県道網干たつの線松原跨線橋、県道上三河平福線完成予定 平成３２年度播磨自動車道完成予定	供用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、兵庫県が設置するひょうご産業活性化センターなど、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、たつの市、上郡町、佐用町及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご科学技術協会

播磨テクノポリス圏域を中心とする播磨地域の産業活性化と技術高度化を図るため、技術参与や技術アドバイザー等を配置し、大学や研究機関等と地域産業の交流・連携を促進し、高度技術の開発又は利用による新事業の創出や新分野への進出を支援する。

具体的には、播磨地域企業の技術高度化や新産業創出を積極的に推進するため、企業が行う新技術・新製品の開発に対して資金を助成するとともに、産学官連携の専門人材を配置し大学等の研究開発シーズと企業の技術ニーズのマッチングのサポートや産学連携による共同研究のコーディネートを通じて産学官連携を促進する。

また、企業イノベーションを推進するため、地元の中小企業交流団体や経済団体等と共同で、最新の情報を提供するセミナーや最新のものづくり技術に関する「ものづくりシンポジウム」を実施するほか企業交流など各種事業を展開する。

さらに、ものづくり企業のOB技術者を地域の中小企業に派遣し技術的な課題解決を支援するほか、同協会が運営する播磨産業技術支援センター内には、「兵庫ものづくり支援センター播磨」を併設し、開放型ものづくり機器装置の利用支援や技術指導を通じて、企業のものづくり技術の高度化に積極的な支援を行う。

②兵庫県立ものづくり大学校

兵庫のものづくり産業を支える人材力を強化するため、次代を担う人材育成、ものづくりの伝統的な技能を有する者の後継者育成、技能レベルに応じた在職者訓練などを行う「教育研修施設」と、中学生を主対象としたものづくり体験を通して職業教育の一翼を担う「ものづくり体験館」の活用により、総合的・体系的な人材育成を行う。

教育研修施設では、本科生に対する職業訓練に加え、高度最先端工作機器に対応できる企業の中核的技術者を育成するため在職者訓練を拡充するなど、ものづくり現場を支える人材の育成と技能の継承に取り組む。

③兵庫県立大学

兵庫県立大学においては、大型放射光施設 SPring-8 など県内の高度な研究基盤や地域特性を活かした先導的・創造的な研究を、様々な分野の研究機関等との連携の中で進め、最先端の知識と技術の蓄積により兵庫県の科学技術の発展・高度化を推進する。

高度産業科学技術研究所は、兵庫県立大学の附置研究所として、光科学技術を中心とした先端的研究を推進するとともに、県下企業等との共同研究により新産業技術基盤の創出を図り、産業支援を行う。

また、同研究所の附属研究施設であるニュースバル放射光施設は軟X線領域の施設であり、国内の大学が保有する放射光施設では最大である。現在、放射光ビームライン（9本）が稼働しており、新光源の研究開発、超微細加工並びに材料創製・分析等の産業応用研究や技術開発の支援を行う。

県の委託を受けて運営している「放射光ナノテクセンター」は、SPring-8 の産業利用に関する兵庫県の支援拠点であるが、ここでは2本の兵庫県ビームライン利用に係る材料評価技術を基盤として、企業への技術相談・助言、放射光利用研修会の開催、共同研究、受託研究サービス、助成事業等を実施している。特に、この2本の兵庫県ビームラインについては、マイクロビームを利用した微小な結晶や粉末材料の構造解析に適した BL24XU、触媒等の開発にあたって効果的な評価装置を備えた BL08B2

を整備し、企業の多様なニーズに合わせた利用を推進している。また、同研究所では、兵庫県ビームラインの多種多様な分析方法に加え、走査プローブ顕微鏡（SPM）や電界放出形走査電子顕微鏡（FE-SEM）等を設置されており、ナノ構造材料の高精度な構造評価が行える環境を提供している。

また、附属中学校、附属高等学校においては、6年間の中高一貫教育校として、兵庫県立大学各学部、附置研究所等との緊密な連携の下に、中高大連携教育を実施し、播磨科学公園都市の優れた環境を活用しつつ、科学技術における学術研究の後継者や国際感覚豊かな創造性あふれる人材の育成を行っている。

④兵庫県立工業技術センター

工業技術センターは県下唯一の工業系の公設試験研究機関であり、開放型の研究開発施設として技術交流館を整備し、先端機器導入等の機能強化を実施する。中小企業の技術の「かけこみ寺」として、技術相談・支援、新たな技術開発支援、センターの機器の開放利用等により、企業の課題に対応した技術支援を行うとともに産学連携を推進する。

また、金属積層3Dプリンタや砂型積層3Dプリンタ等を導入する3Dものづくりセンターの開設など開放型の研究開発施設として高機能化を図る。

⑤公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との対話のもとに、まちづくりを推進する。

また、それぞれの地区に相応しい良好な環境を創るため、播磨科学公園都市アーバンデザインガイドライン及び地区計画に定める建築物等の整備に際して守るべき基準を規定している。

(2) 安全な住民生活の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、道路等への街灯の設置、進出企業の要望を受けた歩行者専用道路の設置等を行うほか、所轄の警察署と協議を行い、歩行者が安全に通行できるように、歩道の設置、信号機の設置、駐車禁止対策等の防犯対策を早期に進める。特に企業立地にあたっては、塀については生垣を原則とすること、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等の項目があり、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

また、兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

〔地域犯罪防止力の向上〕

当地域では、地域に犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るため各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動地域と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

（３）その他

①PDCA体制の整備等

たつの市、上郡町及び佐用町、兵庫県の担当者による検討会を年１回程度開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

なし

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等によ

る地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

別図

